

消費税法改正に伴う買取単価の一部変更について

- 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」等による消費税法および地方税法の一部改正にともない、2019年10月1日より消費税率が8%から10%に引き上げられることから、一部再生可能エネルギー発電設備の買取単価について消費税率10%を適用します。

1. 対象の再生可能エネルギー発電設備

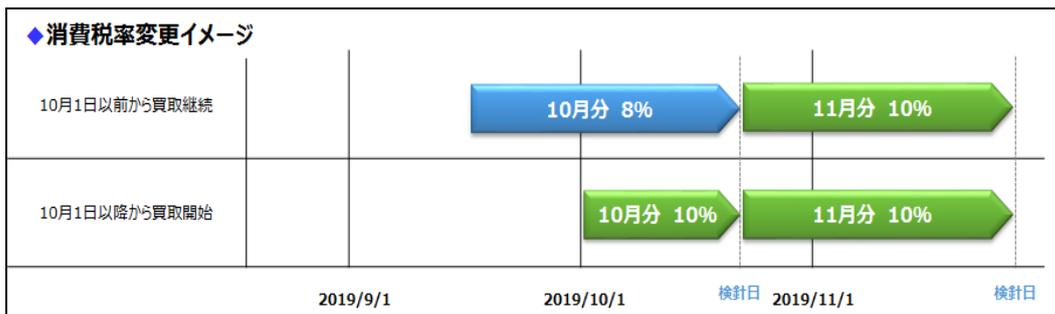
- 10kW以上の発電設備（設備IDの頭文字【F】を除く）
- 10kW未満の発電設備で設備IDの頭文字【A】

※設備IDの頭文字が【S】【T】【F】から始まる発電設備は、消費税相当額を含む買取単価設定となるため変更はございません。

2. 変更時期

2019年11月分から変更となります。

- 2019年10月1日より前から買取継続している場合は、消費税法上の経過措置により、原則として2019年11月分から変更となります。
* 11月分の買取期間は、10月の検針日から11月分の検針日前日までとなります。
- 2019年10月1日以降に買取を開始した場合は、10月分から消費税率10%を適用します。
- 購入期間の開始日が毎月1日の発電者さまは、10月分から消費税率10%を適用します。



* 検針日は、発電設備の設置地域等によって異なりますので、毎月お知らせしている「購入実績お知らせサービス（WEBサービス）」にて、次回検針予定日をご確認下さい。

<参考> 消費税法上の経過措置について（2018年10月国税庁公表）

2019年9月31日以前から継続して供給される電気・ガス・水道等で、2019年10月1日から2019年10月30日までに検針等により確定する料金につきましては、旧税率（8%）が適用されます。